

移動式クレーン構造規格が改正 メーカーの今後の対応について

現在、使用しているクレーンや中古クレーン又は平成31年3月1日前に製造されたクレーンを購入した場合には以前のような使用は可能です。

また、現在使用している機種メンテナンス用備品の供給は、製品の生産終了から10年は各メーカーとも供給するそうです。ただし、生産終了から10年以上経過している機種に関しては各メーカーに問い合わせが必要です。(部品が無い場合もあります)

クレーン年次点検

定期自主検査は労働安全衛生法と同法基準に基づくクレーン等安全規則により、事業者はクレーン等を設置した後に1年以内ごとに1回及び1ヵ月ごと1回所定の項目について定期的に、自主検査を行うことが定められています。

対象となるクレーン

つり上げ荷重0.5トン以上のクレーンで、所定の検査項目について点検を実施しその記録を3年間保管しなければなりません。

労働安全衛生法第120条1項により、50万以下の罰金が処される可能性があります。

No.31協会ニュースでは前田製作所のカニクレーンの10年以上経過した機種をお知らせしましたが、古川ユニックからも10年以上経過した機種の資料が来ましたのでお知らせいたします。

古川ユニック小型ミニクロ **10年以上経過している機種**

UR253C UR254C UR255C

UR254CA UR255CA UR256CA

上記の機種を使用している会員は、メンテナンス用部品の供給状況をメーカーや修理業者に確認の上ご使用ください。壊れると使用不能になる可能性があります。

補修用部品の 供給年限の お知らせ

建設機械 ユーザの 皆様へ

(社)日本建設機械工業会では、通商産業省と建設省（現経済産業省、国土交通省）のご指導を得て供給年限の設定を含めた補修用部品の円滑化・効率化のためのガイドラインを以下のとおり定めています。

	建設機械の種類	供給年限
1 補修用部品の供給年限を 右の表のとおり設定します。 なお、供給年限内であっても、電子部品等購入先の生産打ち切り等により物理的に常時の保有が困難な特殊部品については納期・価格等について個別にご相談させていただく場合があります。	【トラクタ・運搬機械系】 オフロードダンプ、不整地運搬車	9年
	【掘削機械系】 油圧ショベル、ミニショベル、トラックバックホウ	
2 供給年限経過後の対応 供給年限を経過した補修用部品供給のご要請があった場合には、納期・価格等について個別にご相談の上で、ご要請に応じさせていただきます。	【トラクタ・運搬機械系】 フルドーザ、クローラローダ、ホイールローダ スキッドステアローダ、スクレーバ、スクレープドーザ	10年
	【クレーン系】 トラッククレーン、ホイールクレーン オールテレーンクレーン、クローラクレーン クローラテレスコピッククレーン トラック搭載型クレーン、高所作業車	
3 詳細については 具体的な対象機種と供給年限到来時期については、各メーカーの資料をご参照ください。	【築地機械・道路機械系】 マカダムローラ、振動ローラ、タイヤローラ コンパクト、モータグレーダ、ロードスタビライザ アスファルトフィニッシャ コンクリート舗装機、路面切削機、路面表層再生機	
	【コンクリート機械系】 コンクリートポンプ車	
	【基礎機械系】 バイルドライバ、大口径掘削機、アースドリル 穴掘り建柱車、油圧式杭圧入引抜機	
	【トンネル機械系】 ドリルジャンボ	
	【その他建設機械系】 せん孔機、可搬式コンプレッサ、自走式クラッシャ	
	【クレーン系】 クライミングクレーン	
	【コンクリート機械系】 定置式コンクリートポンプ	
	【トンネル機械系】 小口径管推進機	
	【アタッチメント】 油圧ブレード、油圧圧砕機、非自走の基礎工事用機械等	当該アタッチメントが装着されるベースマシンの上記に掲げる年限

以上3項目に関しまして、ユーザーの皆様のご理解とご協力をお願い致します。今後とも従来にもましてご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

(注) ①上記供給年限の起算は、当該機種の生産中止の年月とします。
 ②本ガイドラインの対象機種は原則的には全ての建設機械としますが、下記機種については除外します。
 (a)コンクリートプラント、アスファルトプラント、シールド掘削機等の一般民生産の機種 (b)ランマープレートコンパクタ等の底盤小物類
 (c)トラックミキサー、路面清掃車、除雪車等の特殊自動車 (d)上記一覧表に記載している機種であっても、受注生産等、著しく汎用性の低い機種

(社)日本建設機械工業会